

岩手県選挙管理委員会告示第57号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号（これらを準用し、又はその例による場合を含む。）の規定により指定した不在者投票ができる病院等について、次のとおり指定を取り消した。

令和6年8月9日

岩手県選挙管理委員会

委員長 吉田 瑞彦

種別	施設の名称	所在地	取消年月日
病院	医療法人杏林会イーハトーブ病院	花巻市湯口字志戸平14番地1	令和6年6月19日